

ふるさとものづくり支援事業の概要

【事業目的】

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進するものです。

【補助率】

補助対象経費の1/2～7/10(財団6/10、市町村1/10)

過疎地域等は7/10～9/10(財団8/10、市町村1/10)

【事業区分・補助上限額】

新商品開発に取り組む企業等に対して市町村が補助を行うときに、必要な経費の規模に応じて財団が補助金を交付する新商品開発支援補助金と、試作品完成後の本格的な商品化に向けた事業化や市場調査、販路開拓等に対して市町村が補助を行うときに、財団が補助金を交付する販路開拓等支援補助金があります。

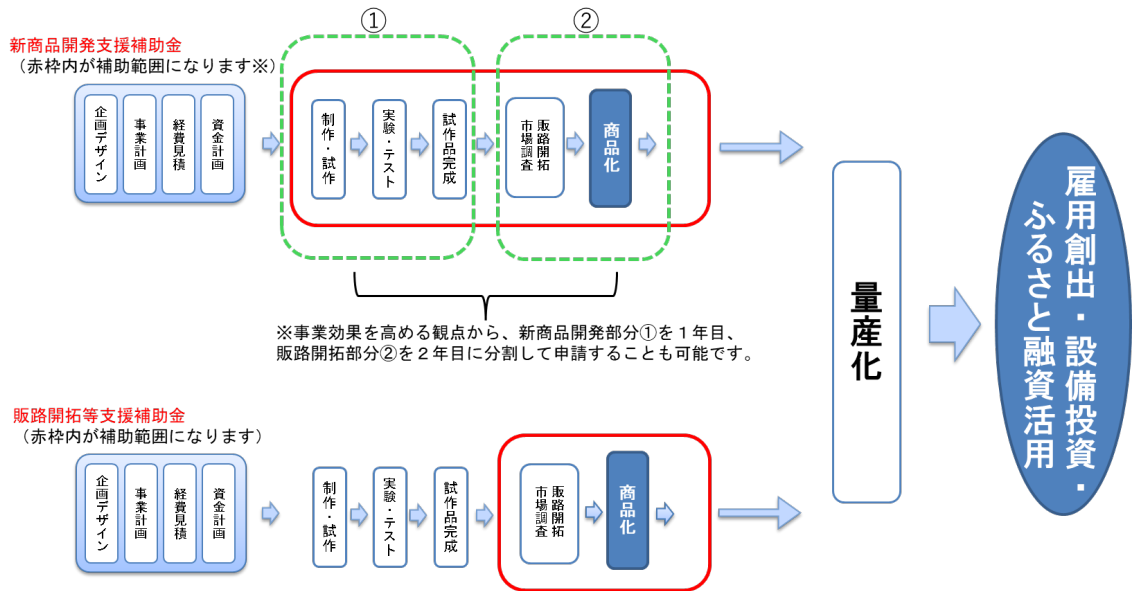
【新商品開発等支援補助金】

補助対象経費の上限額 1,500万円

【販路開拓支援補助金】

補助対象経費の上限額 300万円

補助事業の範囲（イメージ図）



【新商品開発例】

山形県米沢市



エコでサステナブルな
繊維製品の開発。

和歌山県有田市



みかん搾汁時の残渣を活用
しみかんバターを開発。

【補助対象期間】

令和8年 4月 1日（水）から
令和9年 2月 19日（金）まで

【公募期間】

令和7年 9月 1日（月）から
令和7年 11月 14日（金）まで

【問い合わせ先】

一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団） 融資部地域産業課
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1麹町クリスタルシティ東館12階
TEL：03-3263-5586 FAX：03-3263-5732 E-mail：kikaku-ka@furusato-zaidan.or.jp